

令和6年度 地球温暖化対策設備等 設置費補助制度のご案内

【申請受付期間】 ※先着順

前期 令和6年4月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで

後期 令和6年10月1日（火）から令和7年2月5日（水）まで

（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※受付は先着順とし、受付期間中であっても、申請額が予算額に達し次第、
申請受付は終了となります。

【申請先・問い合わせ】

蕨市 市民生活部 安全安心課 生活環境係

蕨市北町5丁目13番23号

電話 048-443-3706

1 補助金交付までの流れ

〈申請者〉 補助金交付申請



〈市〉 審査後、交付決定



〈申請者〉

既存建物への設備設置工事
の着手、新築建物の引渡し、
電気自動車の車両登録



〈申請者〉

完了報告書兼請求書を提出



〈市〉 審査後、補助金の交付

- 補助金申請書に必要書類を添えて、申請してください。
- 補助金申請後、交付決定までにおおむね1か月半程度要することがありますので、期間に余裕を持ってご申請ください。
(最終期限 令和7年2月5日)

- 補助金交付・不交付決定通知、完了報告書兼請求書の様式、完了報告時の添付書類のご案内を送ります。

- 交付決定通知を受けた後、既存建物への設備設置工事を着手（新築建物の購入者は引渡し、電気自動車は車両登録）してください。

- 既存建物への設備設置工事の完了（新築建物の購入者は引渡し、電気自動車は車両登録）の後1か月以内に、完了報告書兼請求書に必要な書類を添えて提出してください。
(最終期限 令和7年3月31日)

- 申請者が指定した金融機関に補助金を振り込みます。

2 補助対象となる設備と補助金額

下記の(1)家庭用、(2)事業所用ともに、設備等は新品を設置いただき、補助金の交付決定日以降に設置工事に着手(設備付き住宅を購入する場合は引渡し、電気自動車は車両登録)してください。

※補助金申請後、交付決定までにおおむね1か月半程度要することがありますので、期間に余裕を持ってご申請ください。

※リースで設備を設置する場合、補助対象にはなりません。

※電気自動車は、車両登録を行う前であれば、注文前、注文後問わず申請可能です。

(1) 家庭用

補助対象 設備等	補助対象要件	補助金額
太陽光発電システム	次の要件を全て満たすこと。 (1) 太陽光を利用して発電を行うシステムで、太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであり、住宅の屋根等への設置に適しているものであること。 (2) 太陽光モジュールの増設及び施設改修等でないこと。	1システム 150,000円
家庭用燃料電池	都市ガス又はLPガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電を行い、発電時の排熱を給湯、暖房等に利用するシステムで、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されたものであること。	1システム 50,000円
雨水貯留施設	建物の屋根に降った雨水を貯留し、散水等雨水の有効利用をするための施設であること。	設置費の2分の1を乗じて得た額(1,000円未満)

		切捨て) 上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電池	次の要件を全て満たすこと。 (1) 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。 (2) 電力会社と電力需給契約及び余剰電力の販売契約を行った太陽光発電システムを設置していること又は同時に設置すること。 (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH支援事業」の補助対象機器として指定されたものであること。	1システム 100,000円
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	ECHONET Lite (エコーネットコンソーシアムの認証仕様書に基づきコンソーシアムが指定する第三者認証機関により認証を受けているものをいう。) を標準インターフェイスとして搭載しており、住宅で使用する機器の電気使用量の計測及び制御をすることで、電気使用量の見える化や省エネに寄与するものであること。	1システム 10,000円
電気自動車 (EV)	次の要件を全て満たすこと。 (1) 搭載された電池 (燃料電池を除く。) によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第60条第1項の規定による自動車検査証 (以下「自動車検査証」という。) の交付を受けた同法第2条第2項に規定する4輪以上の自動車) であること。 (2) 補助金を申請する年度中に初度登録し、自動車検査証の所有者又は使用者の名義が申	1台 150,000円

	<p>請者と同一であり、かつ、使用の本拠の位置を蕨市内とし、当該電気自動車を住宅の敷地内等に保管できること。</p> <p>(3) 国が実施する補助事業の対象車両として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されたものであること。</p>	
据置型電気自動車等充電設備（V2H）	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、電気自動車と建物の中で電力の充電を行う設備であること。</p> <p>(2) 国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されたものであること。</p>	<p>1システム 150,000円</p>

(2) 事業所用

補助対象 設備等	補助対象要件	補助金額
太陽光発電システム	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 太陽光を利用して発電を行うシステムで、太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される事業所において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであり、事業所の屋根等への設置に適しているものであること。</p> <p>(2) 太陽光モジュールの増設及び施設改修等でないこと。</p>	<p>30,000 円にシステムを構成する太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額 (kW表示、端数切捨て)</p> <p>上限 300,000 円</p>
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して事業所に電気を供給できるものであること。</p> <p>(2) 電力会社と電力需給契約及び余剰電力の販売契約を行った太陽光発電システムを設置していること。又は同時に設置すること。</p> <p>(3) 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH支援事業」の補助対象機器として指定されたものであること。</p>	<p>30,000 円に蓄電池容量を乗じて得た額 (kWh表示、端数切捨て)</p> <p>上限 150,000 円</p>

3 補助対象者

次のいずれかに該当していること

- (1) 自らの住所地に所在し、自ら所有し、かつ、居住する戸建住宅に、地球温暖化対策設備等を設置する個人
 - (2) 地球温暖化対策設備等の設置された市内の新築の戸建住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する個人
 - (3) 市内に戸建住宅を新築し、又は購入し、かつ、自ら居住する個人で、当該住宅に地球温暖化対策設備等を設置するもの
 - (4) 市内の事業所等に地球温暖化対策設備等を設置する個人又は法人
 - (5) 地球温暖化対策設備等の設置された市内の新築の事業所等を購入する個人又は法人
 - (6) 市内に事業所等を新築し、又は購入する個人又は法人で、当該事業所等に地球温暖化対策設備等を設置するもの
 - (7) 市内に既築の賃貸物件を所有する個人又は法人で、当該賃貸物件に地球温暖化対策設備等を設置するもの
 - (8) 市内に賃貸物件を新築し、又は購入する個人又は法人で、当該賃貸物件に地球温暖化対策設備等を設置するもの
 - (9) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体（以下「管理組合」という。）で、市内に所有する住宅に地球温暖化対策設備等を設置するもの
 - (10) 上記「1 補助対象となる設備と補助金額」に記載されている電気自動車を購入する個人又は据置型電気自動車等充電設備を設置する個人
- ※ 個人：完了報告時において市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている者であって、市税及び国民健康保険税を完納している者
- ※ 法人：法人市民税（当該法人の法人市民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税）を完納している者
- ※ 補助金申請時に申請者の住民登録、市税の状況について確認することをご承諾いただきます。
- ※ 補助金申請時に市外在住であっても、住宅完成後速やかに転入し、住民登録を異動する場合は対象となります。

4 交付申請の方法

設置工事着手前（設備付き住宅を購入する場合は引渡し前、電気自動車は購入前）に「蕨市地球温暖化対策設備等設置費補助金申請書」に次の書類を添えて、安全安心課 生活環境係へ提出して下さい（FAX、メール不可）。

工事請負契約書、見積書、内訳書、契約書等は申請者本人の名義としてください。代理人による提出は、委任状が必要です。

＜添付書類＞ ※提出書類に不備や不足があると受付できません。

補助対象設備等	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム ・ 家庭用燃料電池 ・ 雨水貯留施設 ・ 定置用リチウムイオン蓄電池 ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） ・ 据置型電気自動車等充給電設備（V2H） 	<p>(1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し 又は見積書の写し</p> <p>(2) 法務局が交付した建物の登記事項証明書の原本 <u>（コピー不可。法務局以外が交付した書類は不可。新築の場合は、申請時は提出せず、完了報告時に提出。）</u></p> <p>(3) 売買契約書の写し（補助対象設備等の設置された市内の新築の戸建住宅、事業所等、又は賃貸物件を購入する場合に限る。）</p> <p>(4) 設置（施工）予定場所の案内図</p> <p>(5) 設置（施工）予定場所の位置を示す平面図</p> <p>(6) 設置（施工）予定場所の現況写真</p> <p>(7) 仕様、規格等が分かる書類</p> <p>(8) 要綱第3条第2項に該当する場合における承諾書 <u>（建物が共有名義の場合、申請者が地球温暖化対策設備等を設置することについて、申請者以外の所有者全員から承諾を受ける必要があるため、承諾を受けたことが分かる書類を提出してください。）</u></p> <p>(9) 太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池が直接関係することを確認できる書類（定置用リチウムイオン蓄電池を設置する場合に限る。） <u>※結線図、接続図、系統図、電気設備図など、電気の配線や接続が分かる書類をご提出ください。</u></p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>電気自動車（EV）</p>	<p>(1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し</p> <p>(2) 仕様、規格等が分かる書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

【申請について、よくあるご質問】

NO.	質問	回答
1	<p>申請時期は、いつ頃までに申請すれば間に合うか。</p> <p>また、申請書類の提出後、交付決定までどの程度期間を要するか。</p>	<p>申請時期は、既存建物への設備設置工事を着手（新築建物の購入者は引渡し、電気自動車は車両登録）する、おおむね1か月半前までにご申請ください。</p> <p>交付決定までにおおむね1か月半程度要します。書類の不備等により、交付決定までに要する期間が長くなることがあります。</p> <p>また、受付は先着順とし、受付期間中であっても、申請額が予算額に達し次第、申請受付は終了となります。</p>
2	<p>「その他市長が必要と認める書類」とは、具体的には何を提出すれば良いか。</p>	<p>令和6年1月1日時点で蕨市民ではない場合、同日時点で住んでいた市区町村が交付した完納証明書または納税証明書をご提出ください。</p> <p>令和6年1月1日時点で蕨市民である場合は、蕨市役所にて税金の滞納状況を確認させていただきますので、完納証明書、納税証明書ともに提出は不要です。</p>
3	<p>【完納証明書】とは何か。</p>	<p>今まで課税された全ての税において滞納がないことを証明するものです。（全ての年度かつ全ての税目において滞納がないことの証明）</p> <p>市区町村によっては交付をしていないことがあります。その場合は、【納税証明書】をご提出ください。</p>
4	<p>【納税証明書】とは何か。</p>	<p>指定された年度・税目の課税額、納付額、未納額、納期末到来額が記載されている証明書です。</p> <p>補助金申請の添付書類として提出する</p>

		場合には、「年度」については直近の年度の証明書、「税目」については、①市県民税（住民税）・②国民健康保険税・③固定資産税・④軽自動車税の4種類全てをご提出ください。
5	完納証明書または納税証明書の代わりに、「滞納処分を受けたことがないことの証明書」を提出することは可能か。	受付できません。 【完納証明書】又は【納税証明書】をご提出ください。 ※「滞納処分を受けたことがないことの証明書」は、「滞納処分（差し押さえ等）」を受けたことがないことの証明ではありますが、「税金の滞納が無いこと（滞納額0円）」の証明ではないため。
6	「特別徴収税額の決定通知書」を完納証明書または納税証明書の代わりに提出して良いか。	受付できません。 【完納証明書】又は【納税証明書】をご提出ください。 ※税金の「課税額」は読み取れますが、課税された税金を支払ったかどうかを確認出来ないため。
7	【納税証明書】 ②国民健康保険税について、国民健康保険に加入していない場合（職場の健康保険に加入している場合など）は、どうしたら良いか。	健康保険証のコピーをご提出ください。
8	【納税証明書】 ③固定資産税について、固定資産を所有していないため、固定資産税が課税されておらず、納税証明書が交付されないが、どうしたら良いか。	固定資産を所有していない旨の書類を作成してください（様式任意、氏名は自署してください）。
9	【納税証明書】 ④軽自動車税について、軽自動車を所有していないため、軽自動車税が課税されておらず、納税証明書が交付されないが、どうしたら良いか。	軽自動車を所有していない旨の書類を作成してください（様式任意、氏名は自署してください）。

5 交付の決定

交付申請書を審査し、交付要件に適合すると認めるときは、申請者に交付決定の通知をします。併せて、設置完了後に提出いただく「完了報告書兼請求書」の様式及び、完了報告に必要な添付書類のご案内をお送りします。

交付決定の通知を受けた後、設置工事に着手（設備付き住宅を購入する場合は引渡し、電気自動車は購入）してください。

6 完了報告・補助金請求

「完了報告書兼請求書」をご提出いただきます。領収書、補助金振込先の口座は申請者本人の名義としてください。

審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、指定された金融機関に補助金を振り込みます。

【完了報告・補助金請求について、よくあるご質問】

NO.	質問	回答
1	完了報告に必要な添付書類を確認したい。	交付決定通知書を市から申請者へ送付する際に、申請者に応じた、完了報告に必要な添付書類のご案内を同封しておりますので、そちらをご確認ください。
2	交付決定前に、完了報告に必要な添付書類を事前に確認したい。	市のホームページ※にて補助金の要綱を掲載しておりますので、要綱の8ページ目「別表第3」をご参照ください。
3	通帳が無い銀行口座を利用しているため、通帳の写しを提出できないのだがどうしたらよいか。	下記の方法のいずれかにより、ご対応をお願い致します。 (1) 通帳ではなく、キャッシュカードの写しをご提出いただく。 (2) 銀行のアプリ等により、携帯電話などの画面で口座情報を表示し、その画面をスクリーンショットし、ご自身で印刷して書類でご提出いただくか、またはメールにて生活環境係へ送付して

		<p>いただく。</p> <p>(3) 補助金の支払先を、通帳がある別の銀行口座へ変更していただく。</p> <p>※通帳の写しをご提出いただいている理由は、請求書に記載していただく口座情報(①金融機関、②支店、③預金種別、④口座番号、⑤名義人)を確認するためです。</p>
4	ローンでの支払いのため、設置業者等から領収書が発行されない。どうしたらよいか。	ローンでの支払いの場合、設置業者へ領収書に代わる書類(代金受領書、支払証明書のような書類)の作成を依頼するか、金融機関等とのローン契約書のコピーをご提出ください。
5	【新築の建物で申請した方】 登記事項証明書など一部の書類のみが準備に期間を要しているため、準備が出来ている一部の書類のみを先に提出して良いか。	全ての書類がそろってからご提出ください。

※市のホームページ

【URL】

<https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/kankyo/eco/1001349.html>

【二次元バーコード】

